

随意契約（相手方指定）調書

件名	修繕契約（胃部X線透視撮影装置フラット型及びローリング型管球交換）	5200575
工（納）期	令和 6年 3月29日	
契約締結日	令和 5年 8月24日	
契約金額	6,600,000円（消費税込み）	

契約相手方	富士フィルムヘルスケアシステムズ株式会社 首都圏サービス部 (法人番号：6010701001975)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

業者選定理由書

<p>件名</p>	<p>修繕契約（胃部X線透視撮影装置フラット型及びローリング型管球交換）</p>
<p>指名業者 （案）</p>	<p>名称 富士フィルムヘルスケアシステムズ株式会社 首都圏サービス部 所在地 東京都江東区有明3-5-7 代表者 首都圏サービス部長 茂木 裕</p>
<p>特命理由</p>	<p>本件は、荒川区がん予防・健康づくりセンターで使用している胃部X線透視撮影装置の管球交換を行う契約である。 主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種及び業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を相手方に指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、 上記業者は、当該装置の保守業務を受託しており、確実な履行が期待できる。 胃部X線透視撮影装置の管球交換は2年に1回必要であるが、稼働状態の調整など複雑な作業を伴うものであり、装置本体を熟知している製造業者でなければ実施できない。</p> <p>以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。</p>
<p>その他 特記事項</p>	<p>根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 （性質又は目的が競争入札に適さないもの）</p>